

新富町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【概要】

1 計画策定の背景と目的

地球規模の課題である気候変動による地球温暖化問題は、平均気温の上昇や大雨による災害の増加、食料不足、健康リスクの増大など、本町の生活においても様々な影響を及ぼすことが予想されます。

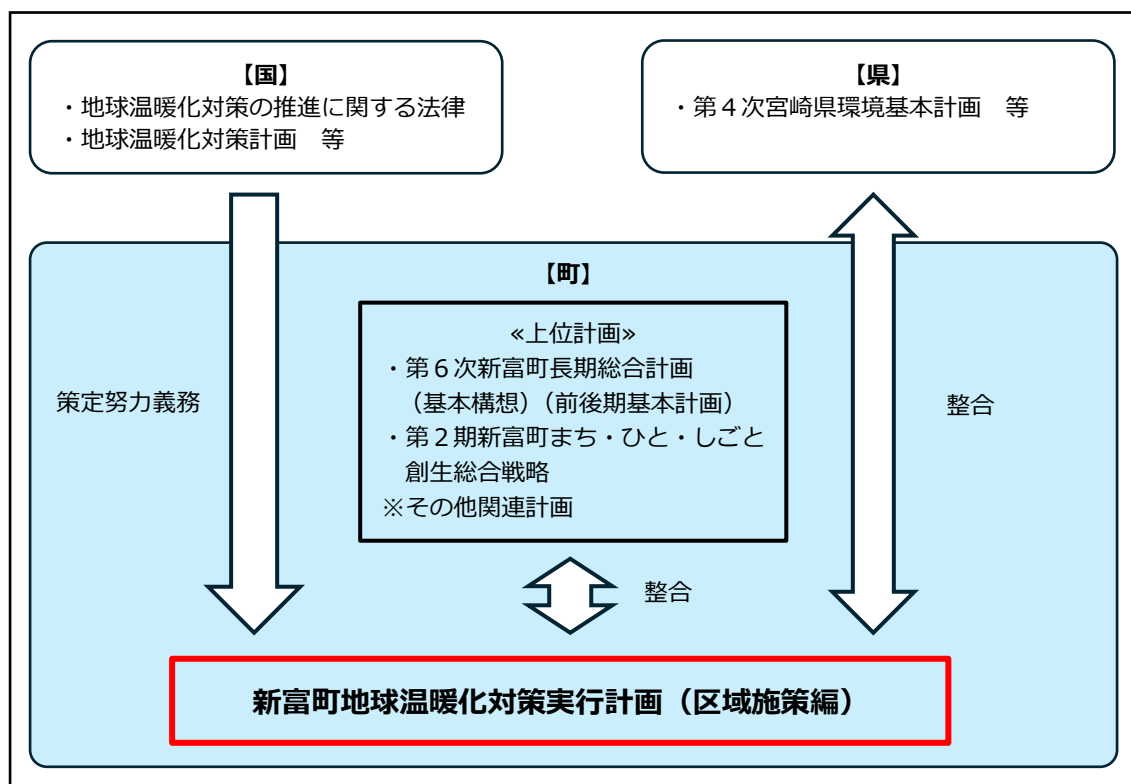
本町では、2023（令和 5）年 12 月に地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取組を意欲的に展開するため、町民や事業者などと連携し、2050 年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、2050 年のゼロカーボンシティの実現に向けて町民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に効果的な取組を進めていくため、「新富町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 4 項に基づき策定する計画で、本町の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を総合的に推進するために、計画期間内に達成すべき目標の設定やそれを計画的に進めるための施策を定めるものです。

また、国の「地球温暖化対策計画」、県の「宮崎県環境基本計画」、本町の最上位計画である「新富町長期総合計画」等、その他関連計画との整合を図りながら施策を推進します。

【本計画の位置付け】



3 計画期間

計画期間は、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間とします。
なお、計画期間中は、国内外、県等の動向や地球温暖化の進行、対策技術の発展等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

項目	年度						
	2013 (平成 25)	...	2021 (令和 3)	...	2025 (令和 7)		2030 (令和 12)
期間中 事項	基準 年度	...	直近 年度	...	開始 年度	必要に応じて 計画の見直し	目標 年度
計画 期間	■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■	➡	⬅ 6 年間 ➡		

4 基準年度と目標年度

基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に準じ、2013（平成 25）年度とします。
目標年度は、中期目標年度を 2030（令和 12）年度とし、長期目標年度を 2050 年度とします。

5 計画の対象

（1）対象とする地域及び主体

本計画の対象地域は本町全域とし、町民、事業者及び行政を取組の主体とします。

（2）対象とする温室効果ガス

本計画では二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

（3）対象とする範囲

本計画の対象とする部門・分野は、以下の産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野とします。

【対象とする部門・分野】

部門・分野	対象
産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業におけるエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設におけるエネルギー消費に伴う排出
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野	一般廃棄物の焼却に伴う排出

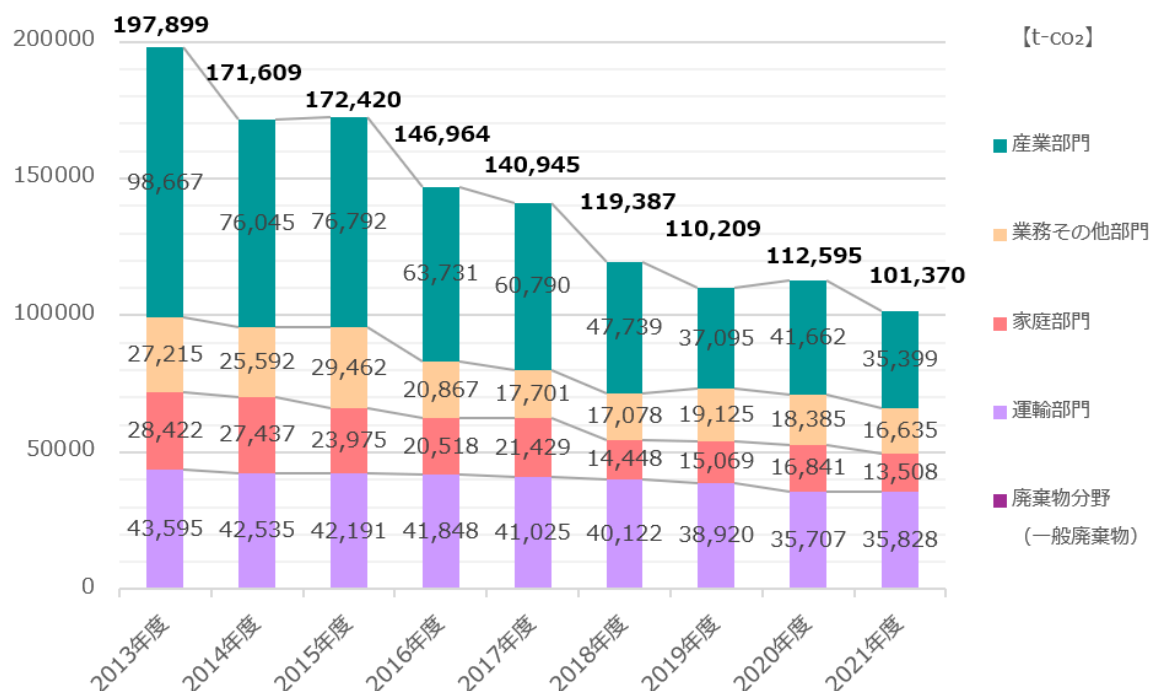
6 本町の温室効果ガス排出量の現状

2013 年度の CO₂排出量 合計 197,899 t -CO₂

2021 年度の CO₂排出量 合計 101,370 t -CO₂

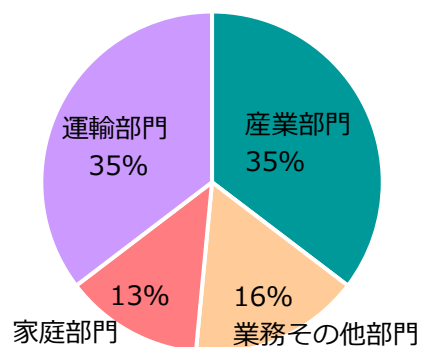
本町における温室効果ガス排出量は、減少の傾向にあります。2021 年度の排出量の割合が高いのは、産業部門及び運輸部門で、次いで業務その他部門、家庭部門となっています。

【部門・分野別 CO₂排出量の推移】



【2021 年度の部門・分野別 CO₂排出構成】

廃棄物部門（一般廃棄物） 0 %

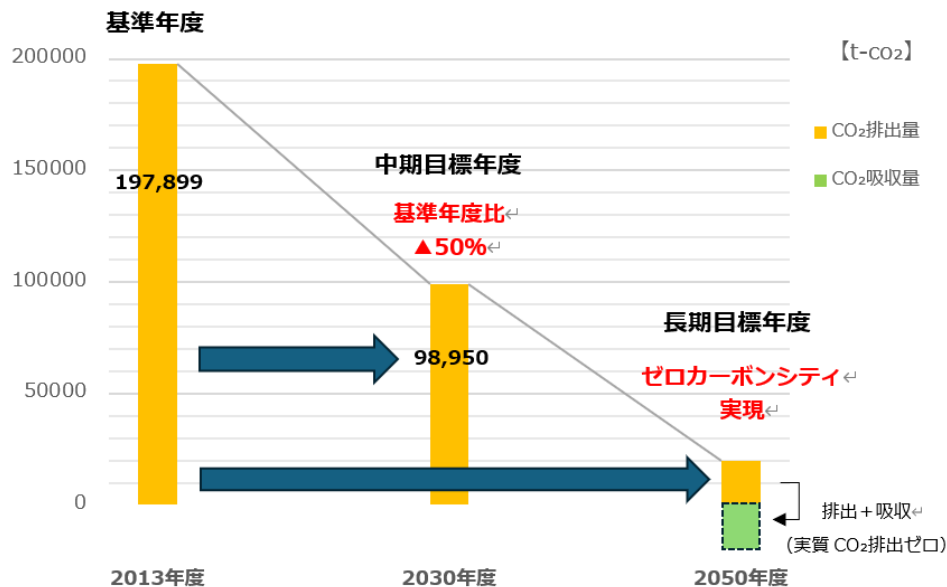


7 計画目標

(1) 温室効果ガス排出量削減目標

2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標
基準年度（2013 年度）比 50%削減

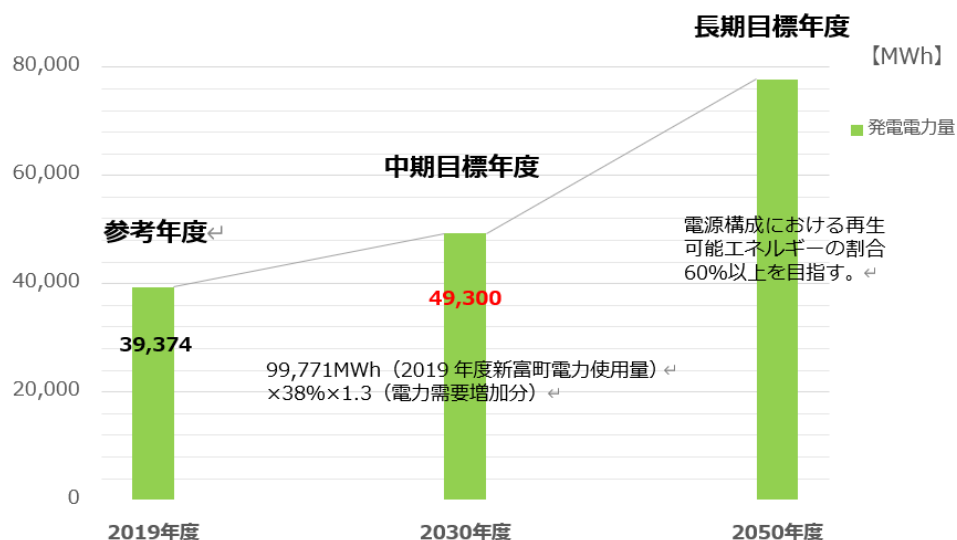
【温室効果ガス排出量削減目標イメージ】



(2) 再生可能エネルギー導入目標

2030 年度の再生可能エネルギー導入目標
再生可能エネルギー導入による発電電力量 49,300MWh

【再生可能エネルギーによる発電電力量目標イメージ】



8 目標達成に向けた施策

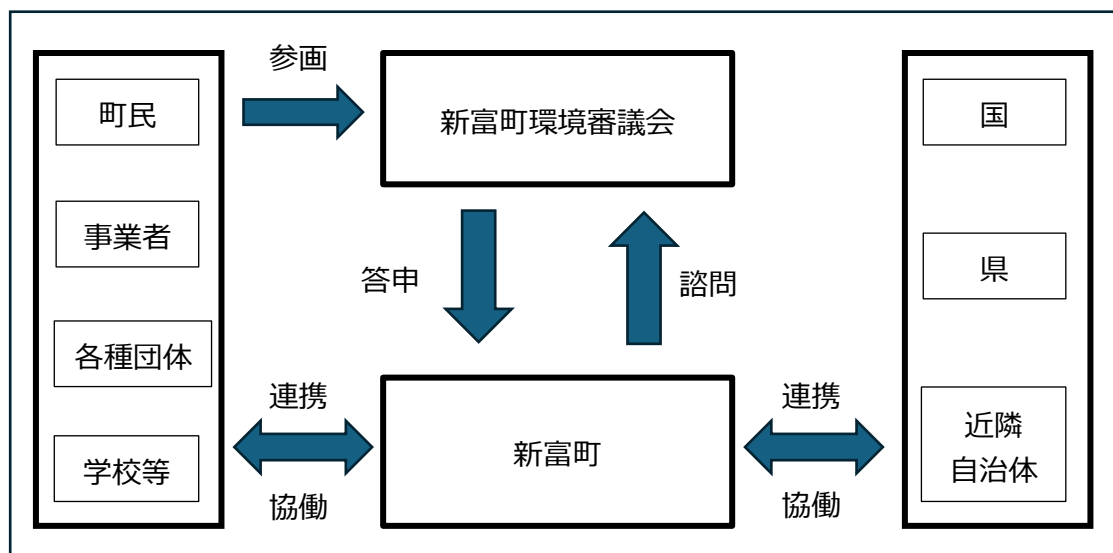
本町の温室効果ガス排出削減等に向け、次の施策について、町民・事業者・行政が一丸となって取組を進めます。

施策 1	太陽光発電設備の導入推進
	① 公共施設への太陽光発電の導入推進 ② 補助制度を活用した再生可能エネルギーの導入拡大 ③ PPA モデルなどの情報発信 ④ 営農型太陽光発電の導入推進 ⑤ 地域と共生した太陽光発電事業の実施 ⑥ 再生可能エネルギーによって作られた電力への率先的な切り替え
施策 2	その他の再生可能エネルギーの導入検討
	① その他の再生可能エネルギーの導入検討 ② バイオマス発電の導入検討 ③ 地域循環共生圏に基づいた再生可能エネルギーの導入検討
施策 3	徹底した省エネルギー対策の推進
	① 省エネルギー型設備・機器設置の推進 ② 農業における脱化石燃料及び温室効果ガス排出量削減の推進 ③ ZEH・ZEB の導入拡大 ④ LED 照明の導入推進 ⑤ 省エネルギーの家電製品の購入や建物の断熱化の促進 ⑥ 公共施設における温室効果ガス排出量の削減 ⑦ 環境に優しい自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車など）の普及促進 ⑧ エコドライブの普及促進 ⑨ 地域公共交通の利用促進
施策 4	ごみ排出量の削減
	① 5Rの推進 ② ごみの減量化・資源化に向けた普及促進 ③ プラスチックごみの排出抑制に向けた普及促進 ④ 生ごみの削減に向けた普及促進
施策 5	環境学習及び地域活動の推進
	① 環境学習と交流の拠点整備の実施 ② 環境学習・環境保全活動の実施 ③ 企業などの事業者や教育機関等と連携した地球温暖化対策の推進

9 推進体制

本計画を効果的に推進していくためには、町民・事業者・行政が自ら対策を講じていくとともに、連携・協働し、一体となって取組を進めていくことが重要となります。そのため、以下に示す体制によって本町の地球温暖化対策を推進します。

【本計画における推進体制】



10 進捗管理

本計画の進捗管理は、計画の策定・改定（Plan）、計画の実行（Do）、進捗状況の点検・評価（Check）、計画内容の改善・見直し（Action）による PDCA サイクルにより継続的な進行管理を行います。なお、計画の進捗状況については、町公式ホームページなどを活用して公表します。

【PDCA サイクルのイメージ】

